

琉球大学教育学部紀要規程

(総則)

第1条 琉球大学教育学部（以下「教育学部」という。）は、教育学部および教育学研究科の研究活動に携わる者の研究成果（以下「論文等」という。）を公開する学術誌として、琉球大学教育学部紀要（以下「紀要」という。）を発行するものとする。

2 紀要は、毎年前学期と後学期に、それぞれ原則として1冊にまとめて発行するものとする。

(投稿資格等)

第2条 紀要には、教育学部および教育学研究科の専任教員（以下「専任教員」という。）による単独執筆の論文等、並びに専任教員を筆頭者とする共同執筆の論文等を投稿することができる。その場合、当該専任教員がそのまま投稿責任者となる。

2 専任教員が共同執筆者として名を連ねている場合は、専任教員を含む研究プロジェクトの学部外研究者、学部・大学院の非常勤講師、または附属学校専任教諭が筆頭者である共同執筆の論文等を投稿することができる。その場合、共同執筆の専任教員が投稿責任者となる。

3 専任教員（原則として指導教員）が共同執筆者として名を連ねている場合は、教育学研究科の院生またはその修了1年目の者が筆頭者である共同執筆の論文等を、投稿責任者の所属する専修・コースからの投稿申請書が投稿期限前に代議員会で受理された場合にかぎり、投稿することができる。その場合、共同執筆の専任教員が投稿責任者となる。大学院研究生および特別専攻科学生は、院生に準ずるものとする。

4 第2項および第3項に該当する専任教員以外の者による単独執筆の論文等は、専任教員を投稿責任者として指定し、かつ当該投稿責任者の所属する専修・コースからの投稿申請書が投稿期限前に代議員会で受理された場合にかぎり、投稿することができる。ただし、当該論文等の掲載に要する必要経費として2万円を当該専修・コースから学部共通費へ移算するものとする。

第3条 専任教員を除く投稿者の場合、同一人による単独執筆の論文等または同一人が筆頭者となっている共同執筆の論文等を、連続して紀要に掲載することはできない。

2 投稿者は、関連する学会等の執筆慣行と並んで、別に定められた紀要執筆要項を尊重するものとする。

(編集)

第4条 投稿資格等との照合を含む編集作業については、図書紀要委員会（以下「委員会」とい

う。)の責任において、これを行う。

第5条 委員会は5つのブロックから推薦された委員で構成し、委員長を互選する。

第6条 委員の任期は2年間とし、1年ごとに委員の半数を改める。

第7条 委員会は、規程等に照らして不適切と判断される投稿に対しては、当該原稿を受理不可とすることができる。

2 収録予定原稿の校正段階において、印刷・製本を受注した業者との契約条件から逸脱するほどの加筆・修正がなされた場合、委員会は当該原稿の収録を拒否することができる。

3 上記の受理不可や収録拒否に対して、当該原稿の投稿責任者は代議員会に異議申し立てをすることができる。委員会および投稿責任者は、代議員会の裁定に従う。

(その他)

第8条 原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表の資料等はこの限りではない。

2 投稿期限は、原則として、4月末日と10月末日とする。

3 原稿は、用紙に印刷出力したものと、デジタル記録媒体に収録したファイルを併せて提出するものとする。

4 投稿者自身が原稿を写真製版用版下として仕上げている場合には、そのまま受理し、写真製版に付すことができるものとする。その場合、投稿者は既刊の紀要の体裁等を参照のうえ、組版を済ませておかなければならない。なお、ページ順等の調整のため、他の原稿の校正状況に応じて、完成稿の再提出を求めることがある。

第9条 委員会は、学部内外の研究交流に資するため、投稿責任者の了解のもとに、論文等を教育学部ウェブ上または琉球大学学術リポジトリ上に掲載することができる。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 「琉球大学教育学部紀要投稿規程」は、廃止する。

3 この規程の施行する初年度にかぎり、任期中の委員のうち2名を改選し、新たに1名を選出する。

附 則(2016年5月28日)

この規程は、2016年4月1日から適用する。